



八王子市に空き家をお持ちの〇〇様へ

〇〇様ご所有の物件に関するお知らせ

空き家を資産として活用してみませんか

市内では空き家の期間が長期化し、管理不全になった空き家の近隣トラブルが増えています。今のうちから空き家の活用方法を検討しておきましょう。

なお、**昭和56年5月以前に建築された住宅**については、以下の税制優遇や補助を受けられる場合があります。詳細は各二次元コードからホームページをご覧くださいか、八王子市住宅政策課までお問い合わせください。

売買

空き家の譲渡所得の
3,000万円特別控除

相続した空き家又はその敷地を、相続発生日から **3年** を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡した場合には、その譲渡所得から **最大3,000万円**の特別控除を受けられます。 ※ 本特例措置には適用の期限があります



解体

八王子市未耐震空き家
除却支援補助金

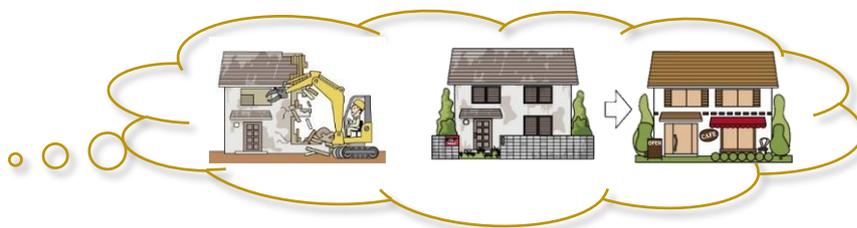
上記の特別控除を受けられない場合で、市では、耐震性がない**木造**一戸建て空き家を、相続から **10年**を経過する日の属する年度の2月末日までに除却する場合には、工事費用の一部を**最大100万円**まで補助します。



耐震

木造住宅
耐震改修工事

旧耐震基準で建てられた木造在来工法の住宅の耐震改修工事で、耐震強度を1.0以上とするものを対象に改修費用を**最大100万円**まで補助します。なお、申請には事前の耐震診断(補助制度あり)が必要です。



- ・まず何から始めればいいのか分からない
- ・所有する空き家に関する相談先を知りたい



裏面の「**住まカツ**」を
ご利用ください！

問合せ先

〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1

八王子市役所まちなみ整備部住宅政策課 TEL042-620-7260 FAX042-626-3616

☎ 八王子市 空き家ワンストップ相談窓口

住まいの活用相談所

(略称 :**住まカツ**)

自宅や実家を空き家にしないための活用方法(相続・売却・賃貸・管理等)を、専門家がご提案します。

まずはご連絡を!

相談
無料^{※1}

- ◆ (公社)東京都宅地建物取引業協会 第12ブロック 八王子支部

☎ 042-548-1251

受付 月～金曜日(祝休日を除く)9:30～16:30

- ◆ (公社)全日本不動産協会 東京都本部 多摩南支部

☎ 042-623-7357

受付 月・火・木・金曜日(祝休日を除く)10:00～16:00



◆相談例



- ・ 将来、自宅の引継ぎが心配(子どもたちに迷惑をかけたくない)。
- ・ 実家を相続したけれども、何か有効な活用方法はないの？
- ・ 長期入院などで不在になったとき、この家はどうやって管理したらいいの？

こんな悩みは、「住まいの活用相談所(住まカツ)」へご相談ください。
ご要望に合った、地域に詳しい不動産を中心とした各種専門家が相談に応じます。



◆対象になるのは八王子市内に物件をお持ちの方^{※2}

- ・ 市内にお住まいで自宅の引継ぎ等にお悩みの方
- ・ 市内に所在する空き家の所有者等

※1 各種契約等に必要な費用については、相談者の負担となります。

※2 八王子市内の物件を相続予定の方も相談可能です。

各種支援制度も
ご確認いただけます



住まカツ(市HP)